

財務省告示第三百十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十四年八月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠 の法律及びそ の条項	発行方法	発行金額	払込金額	種類	発行の 募集の 価格	利率	初期 利率	後 の 利 子	第二期 利子
利付国庫債券（二年）（第九十 九回）	平成十四年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十四年法律第 二十号）第二條第一項	郵政事業庁長官による国債の募 集の取扱い及び取得による発行 額	七百五十億七千七百五十万円	五百五十億九千七百五十万円	円、一億円及び十億円、千 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年八月二十日	平成十五年八月二十日	平成十五年八月二十日	平成十五年八月二十日	平成十五年八月二十日
$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$										
<p>す。その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。</p> <p>金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。</p> <p>平成十五年八月二十日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。</p> <p>毎年二月二十日及び八月二十日 を支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。</p>										

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支 額	償 還 金 額 限
平 成 十 四 年 八 月 二 十 日	十 平 成 十 四 年 八 月 四 日 ま で	取 扱 店 並 び に 取 扱 郵 便 局	国 債 代 理 店 及 び 国 債 元 利 金 支 払	日 本 銀 行 の 本 店 、 支 店 、 代 理 店 、 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
				平 成 十 六 年 八 月 二 十 日